

報告第16号

専決処分の報告について((仮称)久喜市立学校給食センター新築(電気設備)工事の請負変更契約の締結)

(仮称)久喜市立学校給食センター新築(電気設備)工事の請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- | | |
|---------------|---|
| 1 契 約 の 目 的 | (仮称)久喜市立学校給食センター新築(電気設備)工事 |
| 2 変 更 請 負 金 額 | 602,558,000円 |
| 3 今回変更による増額 | 858,000円 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 中村・内田特定建設工事共同企業体
(代表者)埼玉県幸手市南3丁目9番5号
中村電設工業株式会社 幸手支店
支店長 本 多 寛 子 |

令和3年7月16日

久喜市長 梅 田 修 一